

資料集

(規程・処分基準・各ガイドライン)

- P. 1 日本スポーツ協会倫理規程
- P. 3 日本スポーツ協会及び加盟団体における倫理に関するガイドライン
- P. 8 日本スポーツ協会公認スポーツ指導者処分基準
- P. 17 スポーツ少年団登録者処分基準
- P. 26 日本スポーツ仲裁機構「NF 組織運営におけるフェアプレーガイドライン」(概要)
- P. 37 同機構「スポーツ界におけるコンプライアンス強化ガイドライン」(概要)

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「本会」という。）の組織運営、国民スポーツの推進等に関わる全ての関係者が、スポーツの意義と価値に立ち返り、本会が果たすべき社会的使命と役割を自覚するとともに、「公益財団法人日本スポーツ協会及び加盟団体における倫理に関するガイドライン」を十分に理解、実践することにより、本会の目的、事業執行の公正さに対する社会からの疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって、本会に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程の対象となる者は、評議員、役員、名誉会長等、委員会委員及び職員（以下「役職員等」という。）並びに本会諸制度に基づき登録等を行っている者であり、それぞれの定義は次のとおりとする。

- (1) 評議員とは定款第16条に規定する評議員をいう。
- (2) 役員とは定款第25条に規定する理事及び監事をいう。
- (3) 名誉会長等とは定款第32条に規定する名誉会長、名誉副会長、最高顧問、顧問及び参与をいう。
- (4) 委員会委員とは定款第39条に規定する日本スポーツ少年団、第41条及び第42条に規定する諮問委員会、第43条に規定する専門委員会及び特別委員会の委員長並びに委員等をいう。
- (5) 職員とは定款第46条に規定する事務局職員をいう。
- (6) 本会諸制度に基づき登録等を行っている者（以下「登録者等」という。）とは公認スポーツ指導者、スポーツ少年団登録者及び本会主催事業の運営に関わる者並びに参加者をいう。

(基本的責務)

第3条 本会の役職員等及び登録者等は、定款第3条に規定する「目的」を達成するため、関係法令、定款、関係規程等を厳格に遵守することはもとより、高邁な倫理観に留意し、社会規範に反することのないよう行動しなければならない。

2. 「公益財団法人日本スポーツ協会及び加盟団体における倫理に関するガイドライン」を十分に理解、実践すること。

(遵守事項)

第4条 役職員等及び登録者等は、暴力、各種ハラスメント（セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等）、差別、試合の不正操作、違法賭博、ドーピング、薬物乱用（大麻、麻薬、覚醒剤等）等の違法行為や、スポーツの健全性及び高潔性を損ねるような社会規範に照らして不適切な行為を絶対に行ってはならない。

2. 役職員等及び登録者等は、個人の名誉を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。

3. 役職員等及び登録者等は、日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない。
4. 役職員等及び登録者等は、補助金、助成金等の経理処理に関し、公益法人会計基準及び補助先、助成先等が指定する経理処理要項等に基づく適正な処理を行い、決して他の目的の流用や不正行為を行ってはならない。
5. 役職員等及び登録者等は、自らの社会的な立場を認識して、常に自らを厳しく律し、本会の信頼を確保するよう責任ある行動を取らなければならない。
6. 役職員等及び登録者等は、社会の秩序に脅威を与える反社会的勢力と一切の関係を持つてはならない。

(違反による処分等)

第5条 役職員等及び登録者等が、第4条の遵守事項に違反する行為を行ったおそれがあるときは、担当理事は直ちに調査を開始し、その結果、当該役職員等及び登録者等に本規程に違反する行為があったと認められる場合は、以下の各号に定める方法により相当の処分をするものとする。

- (1) 評議員及び役員の解任については、倫理委員会の意見を聴取したうえ、定款第17条及び第30条に基づき取り扱うものとする。
- (2) 名誉会長等及び委員会委員の解任については、倫理委員会の意見を聴取したうえ、理事会の決議によるものとする。
- (3) 職員の処分は、本会服務規程に基づき取り扱うものとする。
ただし、事務局長及び重要な職員については、理事会の決議によるものとする。
- (4) 登録者等については、当該者に適用する規程等を所掌する委員会等の決議により相当の処分をするものとし、必要な事項は別に定める。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(その他)

第7条 本会加盟団体が組織の管理運営に適正を欠いたとき、若しくは本会の加盟団体として不適当と認められるときの処分については、本会加盟団体規程に定める。

附則

1. この規程は、平成16年4月1日から施行する。
2. この規程は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日（平成23年4月1日）から施行する。
3. この規程は、「役・職員倫理規程」（平成16年4月1日施行、平成23年4月1日改正施行）をもとに改正し、平成26年3月12日から施行する。
4. この規程は、平成28年11月9日から施行する。
5. この規程は、平成30年4月1日から施行する。

公益財団法人日本スポーツ協会及び加盟団体における 倫理に関するガイドライン

平成 16 年 4 月 1 日制定

平成 23 年 4 月 1 日改定

平成 28 年 11 月 9 日改定

平成 30 年 4 月 1 日改定

< 趣 旨 >

スポーツは、人生をより豊かにし、充実したものとするとともに、人間の身体的・精神的な欲求にこたえる世界共通の人類の文化の一つである。心身の両面に影響を与える文化としてのスポーツは、明るく豊かで活力に満ちた社会の形成や個々人の心身の健全な発達に必要不可欠であり、人々が生涯にわたってスポーツに親しむことは、極めて大きな意義を有している。

公益財団法人日本スポーツ協会(以下「本会」という。)及び加盟団体は、我が国のスポーツの普及振興を図っていくという高い公益性と社会性を兼ね備えた組織団体として、その使命を担っている。

したがって、所属する役・職員はもとより、監督、コーチ、審判員、登録競技者等においては、その社会的な使命や意義を自覚し、常にスポーツの基本であるルール、マナーを守り、フェアプレーの精神に則り行動することで、スポーツの健全性・高潔性を保ち続けることが求められる。

しかしながら、近年、加盟団体及び所属関係団体において、反倫理的行為(指導者の競技選手に対する暴力、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等の各種ハラスメント、差別及び薬物乱用など)あるいは補助金などの不適切な処理又は横領など、訴訟にも及ぶ法的問題が発生していることは、誠に憂えるべき事態であるとともに、自らの組織団体においても十分な留意が必要である。

このような状況をも十分に考慮し、本会及び加盟団体においては、常に公明正大でかつ健全化を目指した組織体制の整備と健全な組織運営を図っていく必要があり、そのために必要な倫理に関する諸事項をガイドラインとしてまとめたものである。

本会及び加盟団体においては、役・職員、公認スポーツ指導者(監督、コーチを含む)、主催・共催など関連するスポーツ競技会・行事などに携わる審判員をはじめとする運営関係者及び登録競技者等を対象として、倫理や社会規範に関する意識の啓発と問題の発生を未然に防ぐため、次の各事項に照らし、早期に必要な規程の整備を図ることが望まれる。

I. 反倫理的行為に起因する事項

1. 身体的・精神的暴力(バイオレンス)行為等について

役・職員をはじめ監督、コーチ等現場指導者に対しては、講習会・研修会を通じ、自己の役割や責任等を指導徹底することが求められる。

(1) 組織の運営又はスポーツを指導する際に意見の相違などが生じた場合は、互いに話し合い、相手の人格を尊重して相互理解に努めること。

特に監督・コーチ等の指導的立場にある者は、競技者等への指導の際、暴力、パワー・ハラスメント行為と受け取られるような行いには十分留意すること。

(2) スポーツを行う際又は指導する際に問題解決の手段として、暴力、パワー・ハラスメント行為(直接的暴力、暴言、脅迫、威圧等)を行うことは、厳に禁ずる。

2. 身体的及び精神的セクシュアル・ハラスメントについて

当該団体の役・職員、監督、コーチ等現場指導者及び登録競技者等に対しては、広報・情報資料を通じて具体的な教育啓発活動を行うとともに、講習会・研修会等においても周知徹底を図っていくこと。

(1) 安易に性的・性差別的言動や表現及び相手が不快に感じるような言動、表現、行為などを行うことは、厳に慎むこと。

(2) 親しみの言動、表現であっても、個人によって受け止め方に違いがあることを認識すること。

(3) 本人に悪意がない場合でも、その言動によって相手が不快に感じた場合は、セクシュアル・ハラスメントになり得ることを認識すること。

(4) 性的言動、表現を受けて不快に感じた場合は、無視せずに相手に対して毅然として「不快である」旨を、はっきりと意思表示をすること。
(注意... 無視した場合は、「受け容れている」と相手に誤解される恐れがある。)

3. アンチ・ドーピング及び薬物乱用防止について

監督、コーチ等指導的立場にある者はもとより、登録競技者等に対して、徹底した啓発活動を行っていくこと。

(1) 競技能力を高めるためにドーピングを行うことは、フェアプレーの精神に反するばかりではなく、競技者の健康を害するものであり、絶対に行わないこと。

国民体育大会のドーピング・コントロール検査実施を契機に、本会及

び加盟団体においては、これまで以上にアンチ・ドーピングの教育・啓発活動の積極的な展開を図ること。

- (2) 本人にドーピングを行った意識がなくても、摂取した薬品等によっては、ドーピングの禁止薬物等が含まれている場合もあるため、競技者及び指導者は、ドーピングに関する知識を十分に深めること。
- (3) 麻薬や覚醒剤等薬物の使用は、反社会的な行為のみならず、使用した人間の人格をも破壊するものであり、いかなる目的であっても絶対に使用しないこと。
- (4) 大麻等薬物の使用は違法であり、いかなる目的であっても絶対に使用しないこと。

4. 役員及び監督・コーチ・審判員等の指導的立場にある者並びに競技者等の関係の在り方について

相手の立場を尊重するとともに、自分の置かれている立場を自覚して責任ある行動に努めること。

- (1) 役員及び監督・コーチ・審判員等の指導的立場にある者並びに競技者等は、上司と部下、先輩と後輩などの上下関係を利用し、立場の弱い者に対して、人道的に反する行動や強要をしないこと。
- (2) 役員及び監督・コーチ・審判員等の指導的立場にある者は、その立場、役割、権限等の範囲を超えた精神的・身体的暴力行為等をスポーツ競技会・行事などに携わる関係者及び競技者等に与えないこと。
- (3) プライバシー(個人的人権)の問題については、役員・監督・コーチ・審判員等指導的立場にある者及び競技者等がそれぞれ十分配慮すること。

II. 不適切な経理処理に起因する事項

1. 経理処理について

本会及び加盟団体は、公的な組織であることを認識し、“公益法人会計基準”に基づく基準(経理処理)を作成し、その基準及び各団体の経理規程に則り正しい経理を行うとともに、内部牽制組織及び監事並びに外部監査人による監査体制を確立しておくこと。

- (1) 補助金などの取り扱いについては、補助先・助成先のその補助・助成の目的及び経理要項等を遵守の上、適正な経理処理を行い、決して他の目的に流用などをしないこと。

(2) 経理処理については、不法又は不正行為・不祥事等を未然に防ぐため、内部牽制を組織化し、少数の担当役・職員に任せきりにしないこと。同時に、組織内部における定期的なチェック及び公認会計士などによる外部監査を受けるようにすること。

(3) 業者等との契約の際には、利益相反になることを避けるとともに、契約書に暴力団排除条項を記載し、暴力団等反社会的勢力でないことを表明・確約させること。

2. 不正行為について

本会及び加盟団体は、次に示すような行為は、厳に禁じるよう、罰則も含めて規定化すること。

(1) 組織内・外の金銭の横領など

(2) 不適切な報酬、手当、手数料、接待・供応等の直接又は間接的な強要、受領若しくは提供

(3) 組織内・外における施設、用器具等の購入などに関わる贈収賄行為

(4) 組織内・外における不適切な指導又は監査

Ⅲ. 各種大会における代表競技選手・役員の選考などに関する事項

本会及び加盟団体は、各種大会の代表競技選手などの選考にあたっては、選考基準を明確に定め、選考結果に疑惑を抱かせることのないよう公平かつ透明性ある選考を行うこと。

また、選考結果に対して質問や抗議等があった場合は、速やかに対応するとともに、相手に理解されるよう明快な説明に努めるなど、適切に処理するものとする。

Ⅳ. その他、一般社会人としての社会規範に関する事項

本ガイドラインに示す対象者は、特に、競技会等スポーツ活動に関わる時以外の日常生活においても社会規範としての慣習、道徳、法律を強く意識・励行し、社会秩序の維持に努めるものとする。

また、本会及び加盟団体は、次に示すような反社会的行為を、厳に禁じるよう、罰則も含めて規定化すること。

(1) 違法賭博

(2) 暴力団等反社会的勢力との交際など

〈 参 考 〉

ガイドラインに基づく基本的な整備事項等

本会加盟団体は、本「ガイドライン」に基づき、以下の事項について整備を図ることとする。

(1) 倫理に関する規程の整備

本会倫理規程を参照のうえ、加盟団体における倫理に関する規程の作成や改定等の整備を図ることとする。

(2) 倫理委員会の設置(同委員会規程の整備)

(3) 不祥事予防のための意識啓発活動等の実施

本ガイドラインは、身体的・精神的暴力(バイオレンス)行為やセクシュアル・ハラスメント等について明記しているが、それぞれの事項の予防対策については、次の例を参考に考慮すること。

〈 例 : セクシュアル・ハラスメントの予防対策について 〉

- ・ 方針明確化のための方法... .. 方針については、諸規則等に明確に規定する。
- ・ 意識改革・啓発のための方法... .. 各種大会・行事等の参加者等への指導徹底、研修会の実施、ビデオ・パンフレット・手引き等の作成、機関誌への掲載、アンケートの実施等による意識啓発活動を行う。
- ・ 相談・苦情窓口の設置のための方法... .. 相談窓口や相談電話等の設置、専門担当者の配置、組織外の専門機関への委託等による対応窓口を設置する。また、その設置についての周知徹底をパンフレット等により図る。
- ・ 事後の対応方法... .. 役・職員人事担当、相談窓口、苦情処理委員会、顧問弁護士、カウンセラー等による事後の対応を図る。

(4) 不祥事発生後の処理

加盟団体は、不祥事が発生した場合、当該団体が定める倫理規程に基づき迅速かつ適切な処理を行うこと。その際、発生事案の重要性によっては、その内容と経過等について、本会に速やかに報告を行うこと。

日本スポーツ協会公認スポーツ指導者処分基準

(目的)

1. この基準は、公益財団法人日本スポーツ協会倫理規程第5条第1項第4号に基づき、公認スポーツ指導者（以下「公認指導者」という。）に対し行う処分に関し、その内容を決定するに当たって必要な事項を定める。

(違反行為)

2. この基準において違反行為とは、公認指導者として遵守する義務のある公益財団法人日本スポーツ協会倫理規程第4条に違反する行為をいう。

公益財団法人日本スポーツ協会倫理規程（抜粋）

(遵守事項)

- 第4条 役職員等及び登録者等は、暴力、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、差別及びドーピング等薬物乱用などの不適切な行為を絶対に行ってはならない。
2. 役職員等及び登録者等は、個人の名誉を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。
3. 役職員等及び登録者等は、日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない。
4. 役職員等及び登録者等は、補助金、助成金等の経理処理に関し、公益法人会計基準及び補助先、助成先等が指定する経理処理要項等に基づく適正な処理を行い、決して他の目的の流用や不正行為を行ってはならない。
5. 役職員等及び登録者等は、自らの社会的な立場を認識して、常に自らを厳しく律し、本会の信頼を確保するよう責任ある行動を取らなければならない。
6. 役職員等及び登録者等は、社会の秩序に脅威を与える反社会的勢力と一切の関係を持ってはならない。

(処分の種類、内容)

3. 前項に定める違反行為を行った際に、当該公認指導者に科す処分の種類と内容は、次のとおりとする。

(1) 注意

違反行為について文書で注意し、反省文を提出させる。反省を促すとともに再発防止を目的とする。

主として、偶発的な違反行為に対して課す。

(2) 嚴重注意

違反行為について文書で注意し、反省文を提出させる。反省を促すとともに再発防止を目的とするものであるが、処分後、同様の事案が発生した場合は資格停止となることを通告する。

主として、継続的あるいは悪質な違反行為に対して課す。

(3) 資格停止

文書での通知を以って、一定期間資格を停止し、再教育プログラムを課す。

資格停止期間に幅があるため、軽微な違反行為から重い違反行為にまで適用する。継続的かつ悪質な違反行為、あるいは軽微とはいえ実害が生じている違反行為に課す。

(4) 資格取消し

文書での通知を以って、保有資格を取り消し、資格取得のための講習会における共通科目・専門科目の修了も無効とする。

大きな被害が生じていたり、被害者がスポーツ活動を中止した場合など、重大な違反行為に課す。

(処分の決定に係る基本的な考え方)

4. 違反行為に対する処分は、相当性の原則から、その違反行為の内容・結果を踏まえて、それに相当する処分内容を決定することとする。
5. 処分内容を決定するに当たっては、違反行為の態様や加害者と被害者の関係性、結果の重大性、被害者の心理的負荷・スポーツ活動への影響、日頃のスポーツ活動における態度等も含め情状その他考慮すべき事情の有無及びその内容、過去に処分した同種事案に対する処分内容との均衡等を総合的に考慮することとする。
6. 前二項の基本的な考え方を踏まえて、代表的な違反行為について標準的な処分内容を別表として示す。
7. 処分は別表に記載の標準例に基づき行うこととする。しかし、実際の処分決定に当たっては、別表の処分内容を形式的・機械的に適用するのではなく、個別の事案に応じた適切な処分が行われるよう努めることとする。
8. 別表に示していない違反行為についても、処分の対象となり得るものである。この場合、第4項、第5項に掲げる基本的な考え方を踏まえるとともに、別表の標準的な処分内容を参考にしつつ判断することとする。

(処分決定機関)

9. 処分の決定は、日本スポーツ協会指導者育成専門委員会（以下「専門委員会」という。）内に設置する処分審査会において決定する。

(再教育プログラム)

- 1 0. 資格取消処分を受けた者で公認指導者資格を再取得しようとする者または資格停止処分を受けた者(停止期間は問わない)で公認指導者資格を回復しようとする者は、専門委員会が実施する再教育プログラム(反省文の提出、倫理に関する研修等)を受講し、修了しなければならない。
- 1 1. 資格停止処分を受けた者が再教育プログラムを受講・修了したときは、処分審査会において、被害者との示談の有無、被害者の宥恕、反省の程度、再教育プログラムの受講結果、受講態度等の事情を考慮して、当初の資格停止期間の半分を下回らない限度で、当初の資格停止期間を短縮することができる。
- 1 2. 前二項における再教育プログラムの内容及びその修了判定については専門委員会で決定する。

(基準の改廃)

- 1 3. この基準の改廃は、専門委員会の決議を経て行う。

(施行日)

- 1 4. 本基準は、平成26年7月23日より施行する。
- 1 5. 本基準は、平成30年4月1日より改定施行する。

日本スポーツ協会公認スポーツ指導者処分基準 別表

表1. 指導対象者、関係者等に対する身体への不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼす行為（暴力・体罰）

違反行為の程度・結果	処分内容
被害者が傷害を負わなかった	資格停止 6 か月
被害者が全治 1 か月未満の傷害を負った	資格停止 1 2 か月
暴力、体罰等により、 ① 被害者が全治 1 か月を超える傷害を負った ② 死亡するに至った ③ 重大な後遺障害が残る傷害を負った ④ 刑事処分をされた	資格取消し
<p><考慮すべき要素></p> <ul style="list-style-type: none"> ① 違反行為の態様（故意か過失か・暴行の程度・内容・部位、回数や継続性、被害者数等） ② 加害者の地位・立場、被害者との関係 ③ 加害者の人数 ④ 違反行為による結果や影響 ⑤ 被害者の身体的負荷の程度（暴行にとどまるか傷害や死亡に至ったか） ⑥ 被害者の心理的負荷の程度（自殺や精神疾患の発生の有無等を含む） ⑦ 被害者の人数、被害者のスポーツ活動への影響の程度（スポーツ活動の休止・停止の状況や所属クラブ・チーム等からの退会の有無等を含む） ⑧ 加害者の動機、違反行為に至る経緯 ⑨ 被害者の言動、態度等 ⑩ 加害者の事後の対応（反省、被害者への謝罪等） <p><加重・軽減要素の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 加重要素（処分内容を重くする） 加害者あるいは被害者が複数の場合、傷害の程度が重度な場合、傷害により選手生命が短縮される・スポーツ活動の継続が困難になるなど重大なスポーツ権の侵害があった場合、退部・転校・不登校など被害者の日常生活に大きな影響を与えた場合、複数回又は継続的に行われていた場合等 ○ 軽減要素（処分内容を軽減する） 真摯に反省している場合、示談の成立、解雇・退職等他で制裁を受けている場合等 	

表2. 指導対象者、関係者等に対する人格を否定するような発言・侮辱等（以下「暴言等」）心身に有害な影響を及ぼす言動

違反行為の程度・結果	処分内容
偶発的な暴言等で、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じたが、被害者及びその周囲の者のスポーツ活動環境を悪化させるまでに至らなかった	注意
継続的あるいは悪質な暴言等で、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じたが、被害者及びその周囲の者のスポーツ活動環境を悪化させるまでに至らなかった	厳重注意
暴言等を繰り返し、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ、被害者及びその周囲の者のスポーツ活動に支障が生じた	資格停止 1 2 か月
暴言等を繰り返し、 ① 退部など当該スポーツ活動の中止に至らせた ② 死に至らしめた ③ 被害者の心身に重大な障害を与えた ④ 刑事処分をされた	資格取消し
<p><考慮すべき要素></p> <ul style="list-style-type: none"> ① 違反行為の態様（故意か過失か、回数や継続性、被害者数等） ② 加害者の地位・立場、被害者との関係 ③ 加害者の人数 ④ 違反行為による結果や影響 ⑤ 被害者における心理的負荷の程度（自殺や精神疾患の発生の有無を含む） ⑥ 被害者の人数、被害者のスポーツ活動への影響の程度（スポーツ活動の休止・停止の状況や所属クラブ・チーム等からの退会の有無等を含む） ⑦ 加害者の動機、違反行為に至る経緯 ⑧ 被害者の言動、態度等 ⑨ 加害者の事後の対応（反省、被害者への謝罪等） <p><加重・軽減要素の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ○加重要素 加害者あるいは被害者が多数いる場合、用いられた暴言内容や暴力の程度が重い場合、暴言等を行った期間が長い場合や回数が多い場合、被害者が未成年の場合等。 ○軽減要素 真摯に反省している、示談の成立、解雇・退職等他で制裁を受けている場合等 <p>【本基準を準用しうる類似事案】 指導者が、特定の者を無視したり、正当な理由なく練習させない等、指導者の立場を利用した嫌がらせ行為</p>	

表3. 指導対象者、関係者等に対する身体的接触を含むわいせつ行為等心身に有害な影響を及ぼす言動

違反行為の程度・結果	処分内容
被害者は強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じたが、被害者及びその周囲の者のスポーツ活動環境を悪化させるまでに至らなかった	資格停止 1 2 か月
わいせつ行為を繰り返し、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ、被害者及びその周囲の者のスポーツ活動に支障が生じた	資格停止 2 4 か月
わいせつ行為を繰り返し、 ① 被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ、退部など当該スポーツ活動の中止に至らせた ② 死に至らしめた ③ 被害者の心身に重大な障害を与えた ④ 刑事処分をされた	資格取消し
<p><考慮すべき要素></p> <ul style="list-style-type: none"> ① 違反行為の態様（故意か過失か・身体的接触の有無・程度・部位、暴行の有無・内容、回数や継続性、被害者数等） ② 加害者の地位・立場、被害者との関係 ③ 加害者の人数 ④ 違反行為による結果や影響 ⑤ 被害者における身体的負荷の程度 ⑥ 被害者における心理的負荷の程度（自殺や精神疾患の発生の有無を含む） ⑦ 被害者の人数、被害者のスポーツ活動への影響の程度（スポーツ活動の休止・停止の状況や所属クラブ・チーム等からの退会の有無等を含む） ⑧ 加害者の動機、違反行為に至る経緯 ⑨ 被害者の言動、態度等 ⑩ 加害者の事後の対応（反省、被害者への謝罪等） <p><加重・軽減要素の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ○加重要素 加害者あるいは被害者が多数いる場合、暴言や暴力など他の違反行為も併せて行った場合、被害者が未成年である場合、わいせつ行為を行った期間が長い場合や回数が多い場合等 ○軽減要素 真摯に反省している場合、示談の成立、解雇・退職等他で制裁を受けている場合等 	

表4. 指導対象者、関係者等の意に反して行った、わいせつな言辭、性的な内容の電話・手紙・電子メールの送付、つきまとい等の性的な言動（以下「性的言動」という）

違反行為の程度・結果	処分内容
被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じたが、被害者及びその周囲の者のスポーツ活動環境を悪化させるまでに至らなかった	資格停止12か月
性的言動を繰り返し、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ、被害者及びその周囲の者のスポーツ活動に支障が生じた	資格停止24か月
性的言動を繰り返し、 ① 被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ退部など当該スポーツ活動の中止に至らせた ② 死に至らしめた ③ 被害者の心身に重大な障害を与えた ④ 刑事処分をされた	資格取消し
<p><考慮すべき要素></p> <ul style="list-style-type: none"> ① 違反行為の態様（故意か過失か・身体的接触の有無・程度・部位、暴行の有無・内容、回数や継続性、被害者数等） ② 加害者の地位・立場、被害者との関係 ③ 加害者の人数 ④ 違反行為による結果や影響 ⑤ 被害者における心理的負荷の程度（自殺や精神疾患の発生の有無を含む） ⑥ 被害者の人数、被害者のスポーツ活動への影響の程度（スポーツ活動の休止・停止の状況や所属クラブ・チーム等からの退会の有無等を含む） ⑦ 加害者の動機、違反行為に至る経緯 ⑧ 被害者の言動、態度等 ⑨ 加害者の事後の対応（反省、被害者への謝罪等） <p><加重・軽減要素の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ○加重要素 加害者あるいは被害者が多数いる場合、暴言や暴力など他の違反行為も併せて行った場合、被害者が未成年である場合、性的言動を行った期間が長い場合や回数が多い場合等 ○軽減要素 真摯に反省している場合、示談の成立、解雇・退職等他で制裁を受けている場合等 	

表5. 指導対象者、関係者等に対し行った、体力や競技力の向上、健康増進等とは明らかに無関係な、いわゆる「しごき」や「おいこみ」、罰としての特訓など不適切な指導（以下「不適切な指導」という。）

違反行為の程度・結果	処分内容
偶発的に行われた不適切な指導であったが、被害者のスポーツ活動に支障が生じるまでに至らなかった	注意
継続的に行われたあるいは悪質と認められる不適切な指導であったが、被害者のスポーツ活動に支障が生じるまでに至らなかった	厳重注意
不適切な指導を繰り返し、被害者が心身に傷害を負うなど、被害者及びその周囲の者のスポーツ活動に支障が生じた	資格停止 1 2 か月
不適切な指導を繰り返し、 ① 被害者の心身に傷害を負わせ、退部など当該スポーツ活動の中止に至らせた ② 死に至らしめた ③ 被害者の心身に重大な傷害を与えた ④ 刑事処分をされた	資格取消し
<p><考慮すべき要素></p> <ul style="list-style-type: none"> ① 違反行為の態様（故意か過失か・身体的接触の有無・程度、暴行の有無・内容、回数や継続性、被害者数等） ② 加害者の地位・立場、被害者との関係 ③ 加害者の人数 ④ 違反行為による結果や影響 ⑤ 被害者における身体的負荷の程度（外傷・スポーツ障害発生の有無・程度等） ⑥ 被害者における心理的負荷の程度（自殺や精神疾患の発生の有無を含む） ⑦ 被害者の人数、被害者のスポーツ活動への影響の程度（スポーツ活動の休止・停止の状況や所属クラブ・チーム等からの退会の有無等を含む） ⑧ 加害者の動機、違反行為に至る経緯 ⑨ 被害者の言動、態度等 ⑩ 加害者の事後の対応（反省、被害者への謝罪等） <p><加重・軽減要素の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ○加重要素 不適切な指導であることを知っていながら不適切な指導を行った場合、加害者あるいは被害者が多数いる場合、傷害や後遺障害の程度が重度であれば重くなる、不適切な指導を行った期間が長い場合、選手生命が短縮された場合、等。 ○軽減要素 真摯に反省している場合、示談の成立等 	

表6. 所属クラブ・チーム等における横領、窃取、詐取、各種補助金・助成金の不正受給、脱税等の不適切な経理処理（以下「不適切な経理処理」という。）

違反行為の程度・結果	処分内容
他者が不適切な経理処理が行われていることを知っていながら適切な機関・団体・人物に報告しなかった	資格停止 1 2 か月
不適切な経理処理を行い、他の目的に流用した	資格停止 2 4 か月
不適切な経理処理を行い、 ① 自己の利益を図った ② 刑事処分をされた	資格取消し
<p><考慮すべき要素></p> <ul style="list-style-type: none"> ① 違反行為の態様（故意か過失か、程度、回数や継続性、被害額等） ② 加害者の地位・立場 ③ 加害者の人数 ④ 違反行為による結果や影響 ⑤ 被害者のスポーツ活動への影響の程度（スポーツ活動の休止・停止の状況や所属クラブ・チーム等からの退会の有無等を含む） ⑥ 加害者の動機、違反行為に至る経緯 ⑦ 加害者の事後の対応（反省、関係者への謝罪、被害の回復・弁償等） <p><加重・軽減要素の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ○加重要素 不適切な経理処理であることを知っていながら不適切な経理処理を行った場合、加害者が多数いる場合、被害額の程度が高額であれば重くなる、不適切な経理処理を行った期間が長い場合等。 ○軽減要素 真摯に反省している場合、被害の弁償、示談の成立等 	

スポーツ少年団登録者処分基準

(目的)

1. この基準は、公益財団法人日本スポーツ協会倫理規程第5条第1項第4号に基づき、スポーツ少年団登録者（以下「少年団登録者」という。）に対し行う処分に関し、その内容を決定するに当たって必要な事項を定める。

(違反行為)

2. この基準において違反行為とは、少年団登録者として遵守する義務のある公益財団法人日本スポーツ協会倫理規程第4条に違反する行為をいう。

公益財団法人日本スポーツ協会倫理規程（抜粋）

(適用範囲)

第2条 本規程において、規律の対象となる者は、評議員、役員、名誉会長等、委員会委員及び職員（以下「役職員等」という。）並びに本会諸制度に基づき登録等を行っている者であり、それぞれの定義は次のとおりとする。

- (6) 本会諸制度に基づき登録等を行っている者（以下「登録者等」という。）とは公認スポーツ指導者、スポーツ少年団登録者及び本会主催事業の運営に関わる者並びに参加者をいう。

(遵守事項)

第4条 役職員等及び登録者等は、暴力、各種ハラスメント（セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等）、差別、試合の不正操作、違法賭博、ドーピング、薬物乱用（大麻、麻薬、覚醒剤等）等の違法行為や、スポーツの健全性及び高潔性を損ねるような社会規範に照らして不適切な行為を絶対に行ってはならない。

2. 役職員等及び登録者等は、個人の名誉を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。
3. 役職員等及び登録者等は、日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない。
4. 役職員等及び登録者等は、補助金、助成金等の経理処理に関し、公益法人会計基準及び補助先、助成先等が指定する経理処理要項等に基づく適正な処理を行い、決して他の目的の流用や不正行為を行ってはならない。
5. 役職員等及び登録者等は、自らの社会的な立場を認識して、常に自らを厳しく律し、本会の信頼を確保するよう責任ある行動を取らなければならない。
6. 役職員等及び登録者等は、社会の秩序に脅威を与える反社会的勢力と一切の関係を持ってはならない。

(違反行為の事実確認、当事者間での解決)

3. 少年団登録者が前項の違反行為を行った疑いがあるときは、市区町村スポーツ少年団、都道府県スポーツ少年団または日本スポーツ少年団は、当事者間で問題解決が図られることを第一に考え対処し、必要に応じて事実確認等の対応を行う。

(処分の種類、内容)

4. 前項の対応を行った結果、当該少年団登録者の違反行為が明らかとなり、処分を行う必要があると判断された場合、当該少年団登録者に科す処分の種類と内容は、次のとおりとする。

(1) 注意

違反行為について文書で注意し、反省文を提出させる。反省を促すとともに再発防止を目的とする。

主として、偶発的な違反行為に対して科す。

(2) 嚴重注意

違反行為について文書で注意し、反省文を提出させる。反省を促すとともに再発防止を目的とするものであるが、処分後、同様の事案が発生した場合は一定期間スポーツ少年団活動を停止させることを通告する。

主として、継続的あるいは悪質な違反行為に対して科す。

(3) 活動停止

文書での通知を以って、一定期間スポーツ少年団活動を停止させ、再教育プログラムを課す。

活動停止期間に幅があるため、軽微な違反行為から重い違反行為にまで適用する。継続的かつ悪質な違反行為、あるいは軽微とはいえ実害が生じている違反行為に科す。

(4) 登録取消し

文書での通知を以って、スポーツ少年団登録を取り消す。

大きな被害が生じていたり、被害者がスポーツ少年団活動を中止した場合など、重大な違反行為に科す。

(処分の決定に係る基本的な考え方)

5. 違反行為に対する処分は、相当性の原則から、その違反行為の内容・結果を踏まえて、それに相当する処分内容を決定することとする。

6. 処分内容を決定するに当たっては、違反行為の態様や加害者と被害者の関係性、結果の重大性、加害者の年齢、被害者の心理的負荷・スポーツ少年団活動への影響、日頃のスポーツ少年団活動における態度等も含め情状その他考慮すべき事情の有無及びその内容、過去に処分した同種事案に対する処分内容との均衡等を総合的に考慮することとする。

7. 前二項の基本的な考え方を踏まえて、代表的な違反行為について標準的な処分内容を別表として示す。

8. 実際の処分決定に当たっては、別表の処分内容を形式的・機械的に適用するのではなく、個別の事案に応じた適切な処分が行われるよう努めることとする。

9. 別表に示していない違反行為についても、処分の対象となり得るものである。この場合、第5項、第6項に掲げる基本的な考え方を踏まえるとともに、別表の標準的な処分内容を参考にしつつ判断することとする。

(処分決定機関等)

10. 処分の決定は、市区町村スポーツ少年団、都道府県スポーツ少年団または日本スポーツ少年団において行う。但し、公正な判断ができるスポーツ少年団で行わなければならない。

(再教育プログラム)

11. 登録取消し処分を受けた者が再びスポーツ少年団に登録しようとする場合は、市区町村スポーツ少年団または都道府県スポーツ少年団が実施する再教育プログラムを受講し、修了しなければならない。
12. 前項及び第4項第3号における再教育プログラムの内容は、日本スポーツ少年団が別途示す基本的な内容を含むものとし、その修了判定については、市区町村スポーツ少年団または都道府県スポーツ少年団で決定する。
13. 活動停止処分を受けた者が再教育プログラムを受講・修了したときは、市区町村スポーツ少年団または都道府県スポーツ少年団において、被害者との示談の有無、被害者の処分に対する考え、反省の程度、再教育プログラムの受講結果、受講態度等の事情を考慮して、当初の活動停止期間の半分を下回らない限度で、当初の活動停止期間を短縮することができる。
14. 再教育プログラムは、必要に応じ、注意処分または嚴重注意処分を受けた者に対しても課すことができる。

(処分の報告)

15. 市区町村スポーツ少年団または都道府県スポーツ少年団で決定した処分の内容については、その都度、当該処分に至った経緯が分かる書類を添えて、日本スポーツ少年団に報告しなければならない。

(処分決定に対する不服申立)

16. 少年団登録者が処分決定に不服がある場合には、当該少年団登録者は公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に対して処分決定の取り消しを求めて仲裁の申立てを行うことができる。

(基準の改廃)

17. この基準の改廃は、日本スポーツ少年団常任委員会の決議を経て行う。

(施行日)

18. 本基準は、平成27年11月9日より施行する。
19. 本基準は、平成30年4月1日より施行する。

スポーツ少年団登録者処分基準 別表

表1. 少年団登録者、関係者等に対する身体への不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼす行為（暴力・体罰）

違反行為の程度・結果	処分内容
被害者が傷害を負わなかった	活動停止 6 か月
被害者が全治 1 か月未満の傷害を負った	活動停止 1 2 か月
暴力、体罰等により、 ① 被害者が全治 1 か月を超える傷害を負った ② 死亡するに至った ③ 重大な後遺障害が残る傷害を負った ④ 刑事処分をされた	登録取消し ※ 再登録禁止期間については、 1 2 か月以上とする
<p><考慮すべき要素></p> <ul style="list-style-type: none"> ① 違反行為の態様（故意か過失か・暴行の程度・内容・部位、回数や継続性、被害者数等） ② 加害者の地位・立場・年齢、被害者との関係 ③ 加害者の人数 ④ 違反行為による結果や影響 ⑤ 被害者の身体的負荷の程度（暴行にとどまるか、傷害や死亡に至ったか） ⑥ 被害者の心理的負荷の程度（自殺や精神疾患の発生の有無等を含む） ⑦ 被害者の人数、被害者のスポーツ少年団活動への影響の程度（スポーツ少年団活動の休止・停止の状況や所属団からの退団の有無等を含む） ⑧ 加害者の動機、違反行為に至る経緯 ⑨ 被害者の言動、態度等 ⑩ 加害者の事後の対応（反省、被害者への謝罪等） <p><加重・軽減要素の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 加重要素（処分内容を重くする） <ul style="list-style-type: none"> 加害者あるいは被害者が複数の場合、傷害の程度が重度な場合、傷害によりスポーツ少年団での活動の継続が困難になるなど重大なスポーツ権の侵害があった場合、退団・転校・不登校など被害者の日常生活に大きな影響を与えた場合、複数回又は継続的に行われていた場合等 ○ 軽減要素（処分内容を軽減する） <ul style="list-style-type: none"> 真摯に反省している場合、示談が成立している場合、解雇・退職等他で制裁を受けている場合、処分内容により団に所属する子どもたちの活動が著しく制限される場合等 	

表2. 少年団登録者、関係者等に対する人格を否定するような発言・侮辱等（以下「暴言等」という。）心身に有害な影響を及ぼす言動

違反行為の程度・結果	処分内容
偶発的な暴言等で、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じたが、被害者及びその周囲の者のスポーツ少年団での活動環境を悪化させるまでに至らなかった	注意
継続的あるいは悪質な暴言等で、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じたが、被害者及びその周囲の者のスポーツ少年団での活動環境を悪化させるまでに至らなかった	厳重注意
暴言等を繰り返し、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ、被害者及びその周囲の者のスポーツ少年団活動に支障が生じた	活動停止 1 2 か月
暴言等を繰り返し、 ① 退団など当該スポーツ少年団活動の中止に至らせた ② 死に至らしめた ③ 被害者の心身に重大な障害を与えた ④ 刑事処分をされた	登録取消し ※ 再登録禁止期間については、 1 2 か月以上とする
<p><考慮すべき要素></p> <ul style="list-style-type: none"> ① 違反行為の態様（故意か過失か、回数や継続性、被害者数等） ② 加害者の地位・立場・年齢、被害者との関係 ③ 加害者の人数 ④ 違反行為による結果や影響 ⑤ 被害者における心理的負荷の程度（自殺や精神疾患の発生の有無等を含む） ⑥ 被害者の人数、被害者のスポーツ少年団活動への影響の程度（スポーツ少年団活動の休止・停止の状況や所属団からの退団の有無等を含む） ⑦ 加害者の動機、違反行為に至る経緯 ⑧ 被害者の言動、態度等 ⑨ 加害者の事後の対応（反省、被害者への謝罪等） <p><加重・軽減要素の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ○加重要素 加害者あるいは被害者が多数いる場合、用いられた暴言内容や暴力の程度が重い場合、暴言等を行った期間が長い場合や回数が多い場合、被害者が未成年の場合等 ○軽減要素 真摯に反省している場合、示談が成立している場合、解雇・退職等他で制裁を受けている場合、処分内容により団に所属する子どもたちの活動が著しく制限される場合等 <p>【本基準を準用しうる類似事案】 指導者が、特定の者を無視したり、正当な理由なく練習させない等、指導者の立場を利用した嫌がらせ行為</p>	

表3. 少年団登録者、関係者等に対する身体的接触を含むわいせつ行為等心身に有害な影響を及ぼす言動

違反行為の程度・結果	処分内容
被害者は強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じたが、被害者及びその周囲の者のスポーツ少年団での活動環境を悪化させるまでに至らなかった	活動停止 1 2 か月
わいせつ行為を繰り返し、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ、被害者及びその周囲の者のスポーツ少年団活動に支障が生じた	活動停止 2 4 か月
わいせつ行為を繰り返し、 ① 被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ、退団など当該スポーツ少年団活動の中止に至らせた ② 死に至らしめた ③ 被害者の心身に重大な障害を与えた ④ 刑事処分をされた	登録取消し ※ 再登録禁止期間については、2 4 か月以上とする
<p><考慮すべき要素></p> <ul style="list-style-type: none"> ① 違反行為の態様（故意か過失か・身体的接触の有無・程度・部位、暴行の有無・内容、回数や継続性、被害者数等） ② 加害者の地位・立場・年齢、被害者との関係 ③ 加害者の人数 ④ 違反行為による結果や影響 ⑤ 被害者における身体的負荷の程度 ⑥ 被害者における心理的負荷の程度（自殺や精神疾患の発生の有無等を含む） ⑦ 被害者の人数、被害者のスポーツ少年団活動への影響の程度（スポーツ少年団活動の休止・停止の状況や所属団からの退団の有無等を含む） ⑧ 加害者の動機、違反行為に至る経緯 ⑨ 被害者の言動、態度等 ⑩ 加害者の事後の対応（反省、被害者への謝罪等） <p><加重・軽減要素の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 加重要素 <ul style="list-style-type: none"> 加害者あるいは被害者が多数いる場合、暴言や暴力など他の違反行為も併せて行った場合、被害者が未成年である場合、わいせつ行為を行った期間が長い場合や回数が多い場合等 ○ 軽減要素 <ul style="list-style-type: none"> 真摯に反省している場合、示談が成立している場合、解雇・退職等他で制裁を受けている場合、処分内容により団に所属する子どもたちの活動が著しく制限される場合等 	

表4. 少年団登録者、関係者等の意に反して行った、わいせつな言辞、性的な内容の電話・手紙・電子メールの送付、つきまとい等の性的な言動（以下「性的言動」という。）

違反行為の程度・結果	処分内容
被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じたが、被害者及びその周囲の者のスポーツ少年団での活動環境を悪化させるまでに至らなかった	活動停止12か月
性的言動を繰り返し、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ、被害者及びその周囲の者のスポーツ少年団活動に支障が生じた	活動停止24か月
性的言動を繰り返し、 ① 被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ、退団など当該スポーツ少年団活動の中止に至らせた ② 死に至らしめた ③ 被害者の心身に重大な障害を与えた ④ 刑事処分をされた	登録取消し ※ 再登録禁止期間については、24か月以上とする
<p><考慮すべき要素></p> <ul style="list-style-type: none"> ① 違反行為の態様（故意か過失か・身体的接触の有無・程度・部位、暴行の有無・内容、回数や継続性、被害者数等） ② 加害者の地位・立場・年齢、被害者との関係 ③ 加害者の人数 ④ 違反行為による結果や影響 ⑤ 被害者における心理的負荷の程度（自殺や精神疾患の発生の有無等を含む） ⑥ 被害者の人数、被害者のスポーツ少年団活動への影響の程度（スポーツ少年団活動の休止・停止の状況や団からの退団の有無等を含む） ⑦ 加害者の動機、違反行為に至る経緯 ⑧ 被害者の言動、態度等 ⑨ 加害者の事後の対応（反省、被害者への謝罪等） <p><加重・軽減要素の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 加重要素 加害者あるいは被害者が多数いる場合、暴言や暴力など他の違反行為も併せて行った場合、被害者が未成年である場合、性的言動を行った期間が長い場合や回数が多い場合等 ○ 軽減要素 真摯に反省している場合、示談が成立している場合、解雇・退職等他で制裁を受けている場合、処分内容により団に所属する子どもたちの活動が著しく制限される場合等 	

表5. 少年団登録者、関係者等に対し行った、体力や競技力の向上、健康増進等とは明らかに無関係な、いわゆる「しごき」や「おいこみ」、罰としての特訓など不適切な指導やスポーツ少年団活動（以下「不適切な指導や活動」という。）

違反行為の程度・結果	処分内容
偶発的に行われた不適切な指導や活動であったが、被害者のスポーツ少年団活動に支障が生じるまでに至らなかった	注意
継続的に行われたあるいは悪質と認められる不適切な指導や活動であったが、被害者のスポーツ少年団活動に支障が生じるまでに至らなかった	嚴重注意
不適切な指導や活動を繰り返し、被害者が心身に傷害を負うなど、被害者及びその周囲の者のスポーツ少年団活動に支障が生じた	活動停止 1 2 か月
不適切な指導や活動を繰り返し、 ① 被害者の心身に傷害を負わせ、退団など当該スポーツ少年団活動の中止に至らせた ② 死に至らしめた ③ 被害者の心身に重大な傷害を与えた ④ 刑事処分をされた	登録取消し ※ 再登録禁止期間については、 1 2 か月以上とする
<p>＜考慮すべき要素＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 違反行為の態様（故意か過失か・身体的接触の有無・程度、暴行の有無・内容、回数や継続性、被害者数等） ② 加害者の地位・立場・年齢、被害者との関係 ③ 加害者の人数 ④ 違反行為による結果や影響 ⑤ 被害者における身体的負荷の程度（外傷・スポーツ障害発生の有無・程度等） ⑥ 被害者における心理的負荷の程度（自殺や精神疾患の発生の有無等を含む） ⑦ 被害者の人数、被害者のスポーツ少年団活動への影響の程度（スポーツ少年団活動の休止・停止の状況や所属団からの退団の有無等を含む） ⑧ 加害者の動機、違反行為に至る経緯 ⑨ 被害者の言動、態度等 ⑩ 加害者の事後の対応（反省、被害者への謝罪等） <p>＜加重・軽減要素の例＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 加重要素 <p>不適切な指導や活動であることを知っていながら不適切な指導や活動を行った場合、加害者あるいは被害者が多数いる場合、傷害や後遺障害の程度が重度である場合、不適切な指導や活動を行った期間が長い場合、スポーツ少年団での活動の継続が困難になった場合等</p> ○ 軽減要素 <p>真摯に反省している場合、示談が成立している場合、処分内容により団に所属する子どもたちの活動が著しく制限される場合等</p> 	

表6. 所属団における横領、窃取、詐取、各種補助金・助成金の不正受給、脱税等の不適切な経理処理（以下「不適切な経理処理」という。）

違反行為の程度・結果	処分内容
他者が不適切な経理処理が行われていることを知っていながら適切な機関・団体・人物に報告しなかった	活動停止 1 2 か月
不適切な経理処理を行い、他の目的に流用した	活動停止 2 4 か月
不適切な経理処理を行い、 ① 自己の利益を図った ② 刑事処分をされた	登録取消し ※ 再登録禁止期間については、 2 4 か月以上とする
<p><考慮すべき要素></p> <ul style="list-style-type: none"> ① 違反行為の態様（故意か過失か、程度、回数や継続性、被害額等） ② 加害者の地位・立場・年齢 ③ 加害者の人数 ④ 違反行為による結果や影響 ⑤ 被害者のスポーツ少年団活動への影響の程度（スポーツ少年団活動の休止・停止の状況や所属団からの退団の有無等を含む） ⑥ 加害者の動機、違反行為に至る経緯 ⑦ 加害者の事後の対応（反省、関係者への謝罪、被害の回復・弁償等） <p><加重・軽減要素の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ○加重要素 不適切な経理処理であることを知っていながら不適切な経理処理を行った場合、加害者が多数いる場合、被害額の程度が高額である場合、不適切な経理処理を行った期間が長い場合等 ○軽減要素 真摯に反省している場合、被害の弁償が行われている場合、示談が成立している場合、処分内容により団に所属する子どもたちの活動が著しく制限される場合等 	

平成 26 年度文部科学省委託事業

中央競技団体のガバナンスの確立、強化に関する調査研究

NF 組織運営におけるフェアプレーガイドライン

～NF のガバナンス強化に向けて～（概要）

スポーツ団体のガバナンスに関する協力者会議

平成 27 年 3 月 3 日

NF 組織運営におけるフェアプレーガイドライン

～NF のガバナンス強化に向けて～（概要）

◆ 概要、作成目的等

- ✓ 日本の中央競技団体(National Federation)向けのガバナンスガイドライン
- ✓ ガイドライン作成の目的は、組織運営の骨格、基盤強化；
 - ① 競技の普及、振興、競技力の向上
 - ② スポーツ基本法の理念の実現、アスリートファースト
 - ③ NF の自律・自立
- ✓ 平成 26 年度文科省委託事業日本スポーツ仲裁機構が主催する「スポーツ団体のガバナンスに関する協力者会議」による調査研究に基づき作成

◆ ガイドライン作成にあたっての前提事項

(1) NF の本質的特徴

- ① 一つの組織
- ② スポーツ団体
- ③ 国内統括組織

(2) NF の本質的特徴から導かれる 7 つのガバナンス原則

- ① 権限と責任の明確化
- ② 倫理的な行動、法令遵守
- ③ 適正なルール整備
- ④ 透明性と説明責任
- ⑤ 戦略的計画性
- ⑥ 多様なステークホルダー(利害関係者)の尊重
- ⑦ 効果的な財務運営

◆ ガイドラインの項目一覧

1. NF 運営全般に関するフェアプレーガイドライン

(1) 基本計画の策定(3項目)

a スポーツの普及、競技力の向上、マーケティング戦略等の各業務分野に関し、NF 運営の基本計画(長期、短期双方を含む)が明確に策定されていること

b NF 運営の基本計画、その実施、評価、改善のプロセス(PDCA サイクル)に基づく取組がなされていること

c NF 運営の基本計画及びその実施状況について、NF のウェブサイト等で公開されていること

(2) 法令遵守(1項目)

a NF 運営に当たって、NF 及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するための規程、体制が整備されていること

(3) 人材育成・確保(1項目)

a 後進の育成と新規人材の採用を計画的に行っていること

(4) 多様な資金源の確保(1項目)

a NF 財務の健全性を確保するため、多様な資金源を確保するよう努めていること

2. NFの会議体運営に関するフェアプレーガイドライン

(1) 会議体の権限分配(1項目)

- a 会議体の権限事項、社員総会や評議員会と理事会、各種委員会等の権限分配が明確に規定され、それぞれ実施されていること

(2) 会議体の構成の適正(4項目)

- a 広くステークホルダー(利害関係者)の意見を反映するよう、会議体の構成員の分布が配慮され、選出されていること(多様性)

- b 会議体の構成員に、会社役員、弁護士、会計士や学識経験者等、外部の有識者が選出されていること

- c 会議体の構成員等の任用基準、選任手続が明確かつ透明な規程になっており、当該規程に従い任用が実施されていること

- d 理事等の任期制限等に関する規程が設けられ、当該規程に従い実施されていること

(3) 会議体の手続きの適正(4項目)

- a 社員総会や評議員会と理事会、各種委員会等の会議体の運営手続が法令、定款、細則等の規程に定められ、当該規程に従って行われていること

- b 理事がNFの運営状況を把握できるよう、最低3か月に1回程度理事会が開かれていること

- c 理事とNFとの間の利益相反を規制する規程が定められており、当該規程に従い実践されていること

- d 会議体の決議に関する議事録が作成され、NF のウェブサイト等で公開されていること

(4) 会議体における監督(1 項目)

- a 代表者、専務理事、事務局長等による NF 運営の内容について、理事会で報告され、監督を受けていること

3. NF の具体的業務運営に関するフェアプレーガイドライン

(1) 運営権限と責任の明確化(1 項目)

- a 具体的業務運営に当たって、事務局における部署、担当者の権限と責任、決裁手続が明確になっていること

(2) 運営ルールの整備(4 項目)

- a NF 業務の運営に関する規程を作成し、当該規程に基づき実践されていること

- b 理事、事務局長等の経済的利益の透明性を確保する規程が設けられ、当該規程に従って運用されていること

- c 重要な契約について、不正な利益供与等が起きないよう、入札契約等の規程が設けられ、当該規程に基づき実施されていること

- d 具体的業務運営に当たって、法律、税務、会計等の専門家のサポートを積極的に受けて実施されていること

(3) 具体的業務運営の監督(2 項目)

a 監事により各事業年度の計算書類等の会計監査、具体的業務運営の妥当性に関する業務監査が行われ、監査報告書が作成されていること

b 専門家、有識者による内部監査、監事の独立性等、監査の実効性を確保する措置が講じられていること

4. NFの会計処理に関するフェアプレーガイドライン

(1) 適正処理、公正な会計原則の実施(3項目)

a NFの財務、経理の処理を適正に行い、公正な会計原則に則っていること

b 職業的専門家による会計監査が行われ、会計監査報告書が作成されていること

c 国庫補助金等の利用に関し、適正使用ガイドラインを遵守すること

(2) 財務計画の実施(2項目)

a 財務計画及び手続き(長期、短期両方を含む)が実施されていること

b 財務に係る書類等の報告、承認手続きが実施され、NFのウェブサイト等で公開されていること

5. NFの懲罰、紛争解決に関するフェアプレーガイドライン

(1) 懲罰制度、紛争解決制度の構築(6項目)

a NFの懲罰制度、紛争解決制度(不服申立制度を含む)が規定され、規定に従って実施されていること

b 懲罰機関や紛争解決機関が、独立・中立であり、専門性を有すること

c 懲罰手続や紛争解決手続が、当事者に十分な手続保障がなされ、迅速性が担保されていること

d 懲罰手続、紛争解決制度の規定整備、実施に当たって、法律の専門家からサポートを受けていること

e NF における全ての懲罰や紛争について、第一審手続、不服申立手続のどちらかで、日本スポーツ仲裁機構を利用できるよう、自動応諾条項等を定めていること

f NF の懲罰制度や紛争解決制度に関する規程が NF のウェブサイト等で公開されていること

6. NF の情報公開に関するフェアプレーガイドライン

(1) ウェブサイト等による情報提供(3 項目)

a NF の機関設計が把握できる組織図、役員構成、各機関の責任者等の名前、経歴等をウェブサイト等で公開していること

b 特段の理由がある場合を除き、全ての NF 運営規程が、ウェブサイト等で公開されていること

c その他 NF 運営に関する報告書、競技会情報等が、ウェブサイト等で公開されていること

(2) 広報戦略の策定その他(2 項目)

a 広報担当者を設置し、また広報戦略に基づく広報を行っていること

b NF 運営に関する苦情窓口を設置し、誠実に対応すること

7. NF のインテグリティ(高潔性)に関するフェアプレーガイドライン

(1) アンチ・ドーピング活動への取組(1 項目)

a 日本ドーピング防止規程(JADA コード)又は世界ドーピング防止規程(WADA コード)に準じる規程を定め、アンチ・ドーピング宣言等、アンチ・ドーピング活動を自ら実践していること

(2) スポーツの結果に影響を及ぼす不正行為の防止(1 項目)

a スポーツの結果に影響を及ぼす不正行為を防止することを明記した倫理規程、防止宣言を定め、必要な施策を講じていること

(3) 差別の禁止(1 項目)

a 不合理な差別を禁止することを明記した倫理規程、差別禁止宣言を定め、必要な施策を講じること

(4) 暴力の根絶、セクハラ・パワハラの禁止(2 項目)

a アスリートの基本的人権を尊重し、暴力を根絶して、セクハラ、パワハラを禁止することを明記した倫理規程、暴力根絶宣言を定め、必要な施策を講じていること

b アスリートファースト、当該スポーツの将来を担う人材育成の視点を重視した指導者育成制度を構築していること

(5) 安全性の確保(1項目)

- a スポーツの安全を確保し、事故防止、保険整備等の具体的に必要な施策を講じていること

8. NFの危機管理に関するフェアプレーガイドライン

(1) 危機管理体制の構築(1項目)

- a NFにおける危機管理体制が構築され、危機管理マニュアルを策定し、具体的に実施されていること

(2) 不祥事発生時の対応(3項目)

- a 不祥事が発生した場合の、事実調査、原因究明、責任者の処分、再発防止策について、外部の有識者を含めた対応が可能になっていること

- b 不祥事対応について、適切な時期に情報公開を行っていること

- c 不祥事発生後一定期間を経た後での、再発防止策の達成状況を検討し、対外的に情報公開を行っていること

以上

「スポーツ団体のガバナンスに関する協力者会議」(区分毎に50音順、敬称略)

【委員】

	今井 茂満	(公財)日本バドミントン協会 専務理事
	梅林 啓	弁護士(西村あさひ法律事務所)、元検事
(委員長)	浦川 道太郎	早稲田大学法学学術院教授、前日本スポーツ法学会会長
	大塚 眞一郎	(公社)日本トライアスロン連合 専務理事
	鬼澤 佳弘	(独)日本スポーツ振興センター(JSC) 理事
	木村 興治	(公財)日本卓球協会 副会長
	國井 隆	公認会計士(株式会社オフィス921)
	黒田 裕 ①	弁護士(長島・大野・常松法律事務所)
	境田 正樹 ① ②	弁護士(四谷番町法律事務所)
	坂元 要	(公財)日本水泳連盟 常務理事(総務委員長)
	佐藤 征夫	(公財)日本オリンピック委員会(JOC)理事(加盟団体審査委員会委員長)
	高橋 甫	(公財)日本テニス協会 常務理事
	達脇 恵子 ②	有限責任監査法人トーマツ
	中森 邦男	(公財)日本障がい者スポーツ協会(JPSA)日本パラリンピック委員会事務局長
	播磨 謙悟	(公財)日本サッカー協会
	藤原 庸介	元 NHK プロデューサー((公財)日本オリンピック委員会(JOC) 理事)
	前田 彰一	(公財)日本体育協会(JASA) 理事(企画部会部会長)
	前田 独平 ②	博報堂 DY メディアパートナーズ オリンピックビジネス推進部部长
	松丸 喜一郎	(公社)日本ライフル射撃協会 専務理事
	松村 直季	公認会計士(新日本有限責任監査法人)
	松本 泰介 ① ②	弁護士(Field-R 法律事務所)
(分科会座長)	間野 義之 ②	早稲田大学スポーツ科学学術院教授、(公財)東京オリンピック・パラリンピック 競技大会組織委員会参与
(分科会座長)	山本 和彦 ①	一橋大学法学研究科教授

【分科会委員】

大橋 卓生	②	弁護士(虎ノ門協同法律事務所)
岡村 英祐	①	弁護士(太陽法律事務所)
小川 和茂	②	立教大学等兼任講師
庄子 博人	②	同志社大学スポーツ健康科学部助教
千賀 福太郎	②	弁護士(弁護士法人 瓜生・糸賀法律事務所)
人見 亮三郎	①	公認会計士 (税理士法人オフィス921)
堀田 裕二	①	弁護士(アスカ法律事務所)

(注) 氏名の右欄の数字は所属分科会案を示しています。

平成 29 年度スポーツ庁委託事業

スポーツ界のコンプライアンス強化事業
コンプライアンスに関する現況評価に関する調査研究

スポーツ界におけるコンプライアンス強化ガイドライン

(概要)

スポーツ競技団体のコンプライアンス強化委員会

2018 年 3 月 8 日

【コンプライアンス強化の目的】

- ① スポーツの現代的価値 ～インテグリティの実現
- ② スポーツ団体の自律
- ③ スポーツの普及、振興、競技力の向上

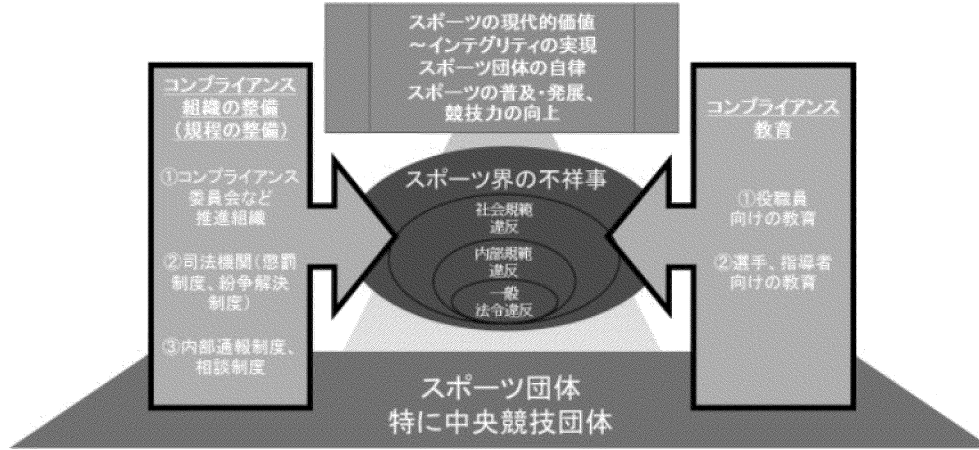
【コンプライアンス強化ガイドラインの全体像】

1. コンプライアンス強化全般に関するガイドライン
 - (1) コンプライアンス強化に関する基本計画
 - (2) 法令遵守
 - (3) 人材の採用・育成
 - (4) 組織運営

2. コンプライアンス強化のための組織基盤整備に関するガイドライン
 - (1) コンプライアンス推進組織
 - (2) 司法機関(懲罰制度、紛争解決制度)
 - (3) 危機管理体制・不祥事対応体制

3. コンプライアンス強化のための教育に関するガイドライン
 - (1) スポーツ団体の役職員向け[組織マネジメント]教育
 - (2) 選手・指導者向け[フィールドマネジメント]教育

スポーツ界におけるコンプライアンス二重強化モデル



平成29年度「スポーツ競技団体のコンプライアンス強化委員会」

1. コンプライアンス強化全般に関するガイドライン

(1) コンプライアンス強化に関する基本計画の策定(1項目)

- a スポーツ団体運営の基本計画(長期、短期双方を含む)にコンプライアンス強化に関する項目が明確に策定されていること

(2) 法令遵守(1項目)

- a スポーツ団体及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するための規程、体制が整備されていること

(3) 人材の採用・育成(1項目)

- a コンプライアンス強化スタッフの採用、育成を計画的に行っていること

(4) NF 組織運営におけるフェアプレーガイドラインの遵守(1項目)

- a NF 組織運営におけるフェアプレーガイドラインを遵守していること。特に、会議体運営や事務局運営に関し、権限と責任の分配を明確にし、適切なチェックアンドバランス体制を構築、実践していること

2. コンプライアンス強化のための組織基盤整備に関するガイドライン

(1) コンプライアンス推進組織の設置(6項目)

a コンプライアンス強化を担う会議体(コンプライアンス委員会など)が常設され、実施されていること

b コンプライアンス強化を担う会議体(コンプライアンス委員会など)の権限事項として、コンプライアンス方針の策定、推進などが規定され、実施されていること

c コンプライアンス強化を担う会議体のトップがスポーツ団体の理事を兼ね、スポーツ団体のコンプライアンス強化の業務担当理事となっていること

d コンプライアンス推進組織の構成員に、弁護士、会計士や学識経験者など、コンプライアンス強化に関する外部の有識者が選出されていること

e コンプライアンス推進組織の運営手続が定款、細則等の規程に定められ、当該規程に従って行われていること

f コンプライアンス推進組織の運営の内容について、理事会で報告され、監督を受けていること

(2) 司法機関(懲罰制度、紛争解決制度)の構築

① 懲罰制度の構築(12項目)

a 懲罰制度における禁止行為及び処分の内容、並びに処分に至るまでの手続が定まっており、周知されていること

b 懲罰制度の対象者及び処分内容が明示されていること

c 内部通報制度、相談窓口制度への通報のほか、事実調査の開始の要件が明確に定まっていること

d 事実認定を行う者が、中立かつ専門性を有するものであること

e 懲罰制度の対象者と同一の範囲の者について、報告・通報義務と調査に対する協力義務を課していること

f 事実認定に当たっては、証拠をもって行われていること

g 処分審査を行う者が、中立かつ専門性を有するものであること

h 処分審査にあたって、処分対象となる禁止行為にかかる事実を示したうえで、処分対象者に対する聴聞(意見聴取)の機会が設けられていること

i 処分基準が定められ、その内容に従って懲罰が実施されていること

j 処分結果は、処分対象者に対し、① 処分の内容、② 処分対象となる禁止行為にかかる事実、③ 処分の理由及び証拠、④ 処分の手続の経過が記載された書面により告知されていること

k 処分の公表基準が定まっており、これに従った処分結果の公表がなされていること

l 重大な禁止行為を行った者に対し、処分審査を経る前に、暫定的な資格停止の手続が設けられていること

② 紛争解決制度の構築(2項目)

a スポーツ団体における全ての懲罰や紛争について、日本スポーツ仲裁機構を利用できるよう自動応諾条項などを定めていること、又はスポーツ団体内において不服申立が可能で制度が設けられていること

b 不服申立てが可能であることが、処分対象者に通知されていること

③ 内部通報制度、相談制度の構築(4項目)

a コンプライアンス強化に関する内部通報制度、相談窓口制度が設けられていること

b 内部通報窓口、相談窓口制度が関係者に周知されていること

c 内部通報窓口、相談窓口制度の担当者に、相談内容に関して守秘義務が課されていること

d 内部通報窓口、相談窓口に対する相談者に、相談を行ったことにより不利益な取扱いを行うことが禁止されていること

(3) 危機管理体制・不祥事対応体制の構築(2項目)

a スポーツ団体において必要な危機管理体制が構築され、危機管理マニュアルを策定し、具体的に実施され、随時見直しが図られていること

b スポーツ団体の危機管理マニュアルや「スポーツ界におけるコンプライアンス強化ガイドライン 不祥事対応事例集」を役員及び担当職員が理解していること

3. コンプライアンス強化のための教育に関するガイドライン

(1) スポーツ団体の役職員向け[組織マネジメント]のコンプライアンス教育の実施
(5項目)

a スポーツ団体の組織運営に関する最低限の法的知識に関する教育

b NF 組織運営におけるフェアプレーガイドラインに関する教育

c 不適切な経理処理、不正行為防止に関する教育

d 代表選手選考に関する教育

e イベント運営における安全に関する教育

(2) 選手・指導者向け[フィールドマネジメント]のコンプライアンス教育の実施(5項目)

a アンチ・ドーピング、不正防止に関する教育

b 暴力行為、セクハラ、パワハラに関する教育

c 違法行為に関する教育

d スポーツ活動における安全に関する教育

e SNS その他交友関係、社会規範に関する教育